

【1988年11月29日】通算制度及び支払保証事業検討結果について

厚生年金基金連合会

昭和63年11月29日

制度改善委員会

年金財政委員会

通算制度及び支払保証事業検討結果について

制度改善委員会及び年金財政委員会においては、昭和63年の厚生年金保険法の改正に基づき厚生年金基金連合会が行うこととされた通算制度及び支払保証事業について、昭和63年6月16日以来委員会5回、小委員会5回にわたり検討を重ねてきたが、この度、通算制度については別紙1のとおり、支払保証事業については別紙2のとおり、委員会として要綱をとりまとめた。

連合会は、この要綱に沿って、昭和64年4月1日実施に向けて早急に準備を進める必要がある。

なお、これらの事業の実施に当たっては、昭和63年10月19日に総合企画委員会に報告した付帯意見についても十分配慮されるべきである。

とくに、支払保証事業については、今後も事業の趣旨及び内容について周知徹底を図り、全基金参加のもとに実施されるよう格段の努力が望まれる。

通算制度・支払保証事業検討経過

(注) この他、各地方協議会の総会、研修会等において、説明を行った。

6月16日	制度改善委員会	
17日	年金財政委員会	
28日		法改ブロック会議(中国)
29日		" (東京)
30日		" (東京)
7月4日		" (近畿四国)
5日		" ( " )
7日		" (東北)
8日	第1回合同小委員会	" (九州)
11日		" (関東甲信越)
12日		" (北海道)
27日	第2回合同小委員会	
8月19日	合同小委員会懇談会	
26日	第3回合同小委員会	
9月10～19日	米国支払保証制度視察団	
21日	常設委員会正副委員長会議	
22日	制度改善・年金財政委員会合同会議	
27日	第4回合同小委員会	
10月6日	合同小委員会懇談会	
13日	合同小委員会懇談会 制度改善・年金財政委員会合同会議	
19日	総合企画委員会	
11月10日	第5回合同小委員会	
17日	合同小委員会懇談会	
29日	制度改善・年金財政委員会合同会議	
12月6日		予算説明会 (関東甲信越) " (中国)
7日		" (東北)
8日		" (中部、東京)
9日		" (北海道) " (近畿四国) " (九州、東京)
1月24日	第6回合同小委員会	

昭和 63 年 10 月 19 日  
制度改善委員会  
年金財政委員会

### 通算制度及び支払保証事業検討結果について

制度改善委員会及び年金財政委員会においては、昭和 63 年法改正に基づき厚生年金基金連合会が行うこととされた通算制度及び支払保証事業について、昭和 64 年 4 月 1 日実施を目途に、昭和 63 年 6 月 16 日以来委員会 4 回、小委員会 4 回にわたり検討を重ねてきたが、この度、通算制度については別紙 1 のとおり、支払保証事業については別紙 2 のとおり、要綱（案）をとりまとめたので報告する。

今後は、この要綱（案）に沿って早急の実施準備を進める必要があるが、これらの事業を円滑に推進していくため、なお、以下の点について十分な配慮が望まれる。

#### ・通算制度について

1. 今回の通算制度の創設により、中途脱退者については新しく加算年金の途が開かれたが、制度の実効を上げるためには、基金及び加入員にわかりやすいパンフレットを配布するなど、制度の PR を積極的に行い、通算制度の普及を図っていく必要がある。
2. 今回の加算年金は、15 年保証期間付終身年金を基本としたが、今後は、加算年金として有期確定年金（例えば 20 年確定年金）を採用するなど、給付の内容をさらに充実し、加入員にとってより魅力ある制度とするよう配慮すべきである。
3. 今回の加算年金は、中途脱退者を対象としていることから、脱退一時金受給権者であっても中途脱退者以外の者は年金化の対象とならない。今後は、これらの者についても何らかの年金化の途を開く方策を検討すべきである。

#### ・支払保証事業について

1. 基金制度発足以来、連合会及び厚生省の検討会等において、支払保証事業は基金制度をより信頼性のあるものとするために必要な事業であるとの提言が行われてきた。しかしながら、その実施に当たっては、基金に新たな負担を求めることから、事業の趣旨とくに全基金参加のもとに行われる共済事業であることについて十分基金の理解を得るように努めるべきである。
2. 事業運営について基金の意見が十分反映されるようなしくみを設けるべきである。
3. この事業を支える柱となる積立水準の検証方法及び自助努力の方策について早急に検討すべきである。
4. 基金は、自助努力の一環として、掛金の滞納分の徴収等保有財産の確保に努める

ことが必要である。

また、資産の評価に当たっては、今後は、簿価のみでなく時価にも留意することが必要である。

5. 健全な事業運営を図るため、保証事由の判定は厳格に適用すべきである。
6. 保証水準は、全ての基金加入員に共通に保証されている水準である認可基準を上限とすべきである。
7. 拠出金の賦課基準は、共済事業としての性格に鑑み、さらに事業実績の動向が予測し難いことから、可能な限り平易な形式を採用することとしたが、拠出金の再計算時には、事業実績を踏まえ、基金の特性を配慮した賦課基準についても検討すべきである。
8. 基金が拠出金に充てる財源は、従来の利差益の使用限度とは別枠として、年金経理から直接支出できるよう配慮すべきである。
9. 新設基金については、財源の捻出が困難な場合があることから、拠出金の負担について特段の配慮が望まれる。
10. 大規模な支払保証給付が発生した場合においてもこの制度が機能するよう、借入れ等の対策を講じておく必要がある。
11. 残余財産の分配基準は、通算制度及び支払保証事業両者に関係する重要な問題であるので、その内容について早急に検討すべきである。

#### (別紙1) 通算制度要綱

##### 1. 目的

次の事業を実施することにより、中途脱退者及び解散基金加入員の年金給付の充実を図る。

- (1) 厚生年金基金の中途脱退者に支給すべき脱退一時金相当額を原資として、中途脱退者に係る年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付を支給する。
- (2) 解散基金加入員に分配すべき残余財産の分配金を原資として、解散基金加入員に係る年金給付の額を加算し、又は死亡一時金その他の一時金たる給付を支給する。

##### 2. 中途脱退者の加算通算

###### (1) 加算年金の支給

連合会は、脱退一時金の年金化を希望する中途脱退者に対し脱退一時金相当額を原資とする加算年金を支給する。

###### (2) 交付申出

基金は、中途脱退者に係る脱退一時金相当額の全部又は一部の交付の申出を連合

会に行う。

基金は、脱退一時金相当額の全部又は一部を現行基本年金の現価相当額と同時に連合会に交付する。

連合会は、加算年金を支給することとなった旨を脱退一時金受給権者に通知する。

### (3) 加算年金の設計（基本型）

加算年金の支給開始時期は 60 歳とする。

加算年金の形式は 15 年保証期間付終身年金とする。

加算年金額は交付金を連合会の定める年金現価率で除して得た額とする。

### (4) 死亡一時金

加算年金受給権者が年金支給開始前に死亡した場合又は年金支給開始後保証期間内に死亡した場合、遺族に死亡一時金を支給する。

遺族の範囲及び順位は基金令第 26 条（死亡を支給理由とする一時金たる給付を受けることができる者）に準ずる。

死亡一時金の額は、年金額に保証期間（又は残余期間）の確定年金現価率を乗じて得た額とする。

ただし、その額が交付金の額を下回る場合は、交付金の額とする。

### (5) 一時金選択

連合会は、加算年金受給権者が希望する場合は、加算年金に代えて一時金を支給することができる。

一時金の選択時期は、年金支給開始時期又は保証期間中とする。

一時金の選択は、原則として災害、事故及び住宅の取得等の場合とする。

一時金の額は、年金額に保証期間（又は残余期間）の確定年金現価率を乗じて得た額とする。

### (6) 再加入者

連合会は、加算年金受給権者が再びもとの基金の加入員となったときは、当該受給権者に係る現価相当額を現行基本年金の現価相当額と同時に基金に交付する。

交付金は年金額に連合会の定める年金現価率を乗じて得た額とする。

基金は原則として連合会の加算年金の支給義務を引き継ぐ。ただし、基金の給付設計と調整することができる。

### (7) 給付改善

連合会は、交付金から生じる利差益を財源として加算年金等を改善する。

改善幅は、運用成績、加算年金の財政状況等を総合的に判断して決定する。

年金支給開始時までの利差益による改善の方法は複数個設定し、加算年金の裁定請求時に受給権者が選択する。

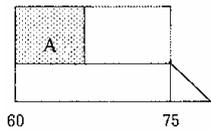
年金支給開始後の利差益も更に加算年金の改善に充てる。

（年金支給開始時までの利差益（A）の充て方）

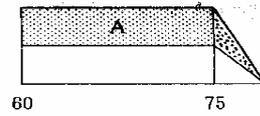
### 基本型



### 例 2 上乗せ型（有期）



### 例 1 上乗せ型（終身）



### その他

（女子、坑内員等に限定的に適用）



### （8）会計

加算年金の経理は現行基本年金の経理と区分する。

### （9）実施時期

中途脱退者の加算通算は、昭和 64 年 4 月 1 日以降の資格喪失者から適用する。

## 3. 解散基金加入員の通算

### （1）代行部分の支給

連合会は、解散基金から最低責任準備金を徴収し、解散基金加入員に係る代行部分の年金を支給する。

### （2）残余財産の分配

解散基金は、基金規約に定める分配基準に基づき残余財産を解散基金加入員に分配する。

### （3）加算年金の支給

連合会は、残余財産の分配金の年金化を希望する解散基金加入員に対し残余財産の分配金相当額を原資とする加算年金を支給する。

### （4）交付申出

解散基金は、解散基金加入員に係る分配金相当額の全部又は一部の交付の申出を連合会に行う。

解散基金は、分配金相当額の全部又は一部を連合会に交付する。

連合会は、加算年金を支給することとなった旨を解散基金加入員に通知する。

### （5）加算年金の設計

### （6）死亡一時金

### （7）一時金選択

### （8）給付改善

### （9）会計

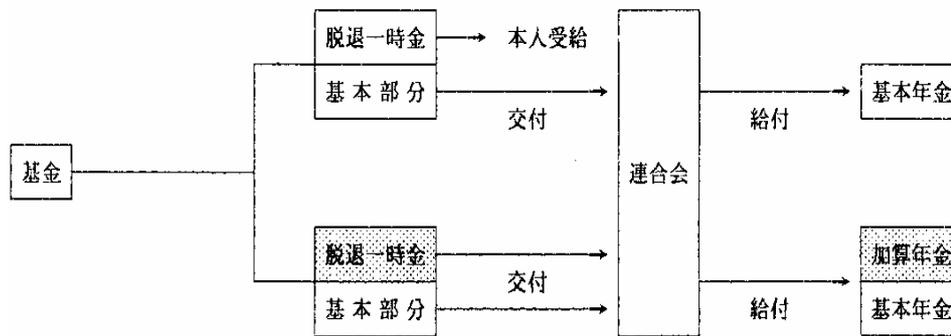
### （10）実施時期

中途脱退者の加算通算と同じ

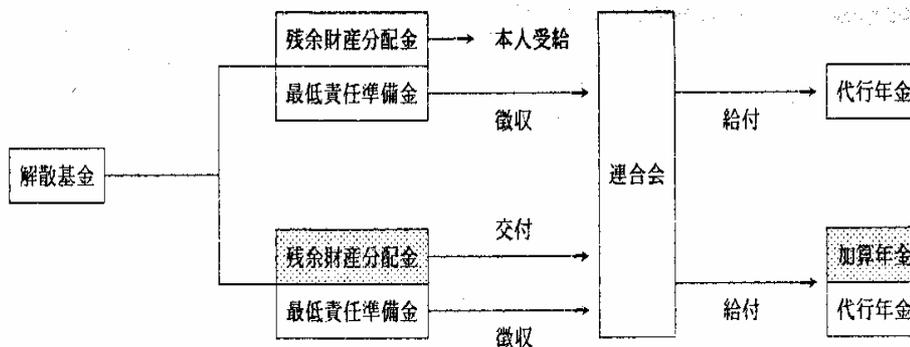
解散基金加入員の通算は、昭和 64 年 4 月 1 日以降の基金の解散について適用する。

参考図

中途脱退者の加算通算



解散基金加入員の通算



(別紙2) 支払保証事業要綱

1. 目的

次の事業を実施することにより、加入員等の受給権を確保する。

- (1) 毎事業年度、積立水準の検証を行い、各基金の責任において、適正な積立の促進を図る。
- (2) 積立不足の回復途上において、不測の事態により基金が解散した場合、基金の拠出金等を原資として、解散基金加入員の年金給付について一定額を確保する。

2. 参加対象

支払保証事業は、個々の基金の自助努力の及ばない不測の事態において、基金全体の協力により、加入員等の権利を救済するという趣旨から、全基金参加のもとに実施することが必要である。

### 3. 支払保証事業運営委員会

- (1) 連合会に支払保証事業運営委員会（仮称）を設置し、支払保証事業の運営を監理する。
- (2) 支払保証事業運営委員会は、基金の代表者等により構成する。

### 4. 積立水準の検証

- (1) 基金は、毎事業年度の決算時において、解散時責任準備金等に基づき積立水準の検証を行う。
  - (2) 積立水準が低下した場合は、各基金の責任において、適正な積立の促進を図る。
  - (3) 基金は、積立水準の検証結果を連合会に報告する。
- （注）解散時責任準備金とは、解散したと仮定した場合に保有すべき資産の水準を示すものであり、基金の存続を前提とする現行の責任準備金とは異なる新しい概念である。

### 5. 解散基金加入員の年金給付の確保事業

#### (1) 保証事由

保証事由は、次の事由に基づく基金の解散とする。

ア．設立母体の倒産

イ．設立母体の業績悪化

ウ．その他設立母体の不測の事態により基金の存続が困難と認められる場合

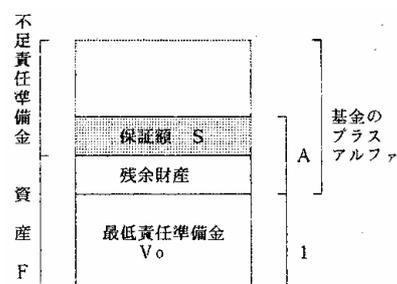
支払保証の判定基準は支払保証事業運営委員会が定める。

支払保証事業運営委員会は判定基準に基づき解散基金が支払保証の対象となるか否か等の判定を行う。

#### (2) 保証水準

保証水準は、代行部分責任準備金（最低責任準備金）の一定割合とし、解散基金の資産がその水準を下回る場合、その差額を保証する。

$$\text{保証額} : S = V_0 \times (1 + A) - F$$



保証水準（A）は、当分の間 0.3 とし、認可基準で定める給付水準を上限とする。

参考 代行型基金のプラスアルファ

乗率  $11.4/1000 : 11.4/10.0 \times 20/17.5 = 1.30$

30%

乗率  $12.5/1000 : 12.5/10.0 \times 20/17.5 = 1.43$

43%

### (3) 保証額の分配

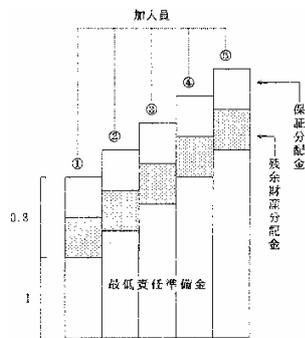
連合会は、解散基金加入員が残余財産の分配金の全部又は一部に代えて連合会の加算年金の支給を受けるときは、当該加入員に保証額を分配し、加算年金の額を増額する。

保証額は、残余財産の分配基準に応じて各加入員に分配する。

#### 分配基準例

##### 代行型基金

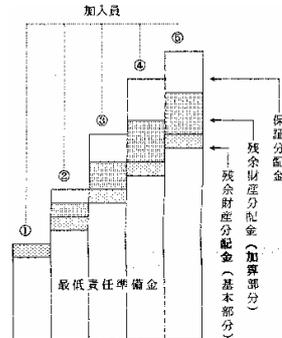
保証額は、残余財産の分配金に応じて各加入員に分配する。



(注) 各加入員ごとにプラスアルファが一定の場合には、各加入員ごとに最低責任準備金の 1.3 倍の給付が保証される。

##### 加算型年金

保証額は、加算部分の分配金に応じて各加入員に分配する。



(注) 1.各加入員ごとに基本部分に相当する給付が優先的に保証される。  
2.加算部分については、各加入員により保証される範囲が異なる。

### (4) 拠出金

毎事業年度基金の拠出金を積み立て、これを財源として保証給付に要する費用を賄う。

拠出金の所要見込額は、基金の解散の発生確率、不足責任準備金等を予測して算定する。

拠出金は原則として 5 年毎に再計算するものとする。ただし、第 1 回目の再計算は、事業開始後 3 年を経過した時点で実施するものとする。

財政上の不測の事態により再計算時期を繰り上げることができるものとする。

基金の拠出金は、拠出金の所要見込額を賦課基準によって基金に配分したものである。

基金が拠出金に充てる財源は、年金経理からの支出、事務費掛金等による。

基金は、拠出金を年 2 回に分割して納付するものとする。

基金の拠出金は、当分の間、次の算式により算定した額とする。ただし、その額

が負担限度額を超える場合は負担限度額とする。

$$\text{拠出金} = \text{拠出金単価(表)} \times \text{前年度平均加入員数}$$

加入員規模	拠出金単価	負担限度額
3,000人未満	90円	255千円
3,000人以上 5,000人未満	85	400
5,000人以上 10,000人未満	80	750
10,000人以上 15,000人未満	75	1,050
15,000人以上 20,000人未満	70	1,300
20,000人以上 30,000人未満	65	1,800
30,000人以上	60	3,000

(注) 前年度平均加入員数 = 前年度各月末の加入員数の合計 ÷ 12

設立年度における基金の拠出金は、賦課基準に基づく負担額の2分の1とする。  
ただし、11月1日以降設立の基金にあっては、設立年度の経過月数に応じてその額を期間按分したものとする。

(5) 会計

支払保証事業の経理は、基本年金、加算年金の経理と区分する。

大規模な支払保証給付の発生により不足が生じた場合には、借入れ等により対処する。

(6) 実施時期

積立水準の検証は、昭和63年度決算から実施する。

解散基金加入員の年金給付の確保事業は、昭和64年4月1日から実施する。

参考図

